

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 光会



(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任解任委員会・外部委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬及び退職手当を支給する。

2 役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等の報酬は支給せず、退職手当は支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

2 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した1か月以内に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第6条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 退職手当については、別表2に定める額

(3) 出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費・宿泊料）を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成9年1月30日から施行する。  
この規程は平成12年11月6日から施行する。  
この規程は平成15年2月12日から施行する。  
この規程は平成18年4月1日から施行する。  
この規程は平成27年2月19日から施行する。  
この規程は平成29年6月29日から施行する

#### 別表1 報酬

評議員会及び理事会、監事監査等への出席	日額10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額10,000円

#### 別表2 退職手当

在任期間	支給額
～ 2年	1万円
2～ 4年	3万円
4～ 8年	7万円
8～12年	10万円
12～18年	15万円
18～24年	20万円
24～30年	25万円
30年～	30万円